

食品表示等問題への取組状況について  
(関係省庁からの報告)

平成 25 年 12 月 9 日  
消費者庁

11 月 11 日の第 1 回食品表示等問題関係府省庁等会議で決定した対処方針（以下「対処方針」という）において、消費者庁が中心となり各府省庁等と連携して、所管する業界への働きかけを行い、その結果をとりまとめ第 2 回会議において報告を行うこととされた。

対処方針に基づき、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省から消費者庁に対し報告がなされている。現時点における、各省庁からの報告を集計した概要は以下のとおり。

1. 消費者庁作成資料の周知状況

対処方針において、「所管する業界に対し、消費者庁の作成による『景品表示法の不当表示の考え方及びメニュー表示等の食品表示に係る過去の違反事例』について周知の徹底を図る。」とされているところ、周知状況は表 1 のとおり。

表 1 周知を行った団体数・事業者数

	団体数	事業者数
総務省	1	1
財務省	14	64,390
厚生労働省	10	160,827
農林水産省	23	9,018
経済産業省	10	2,446
国土交通省	4	3,815

## 2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

対処方針において、「所管する業界における表示の適正化に向けた取組状況について徹底した把握を行う。」とされているところ、取組状況は表2及び表3のとおり。

表2 従来より取組を行っていた団体数・事業者数

	団体数	事業者数
総務省	1	1
財務省	11	64,225
厚生労働省	5	108,305
農林水産省	18	7,550
経済産業省	6	1,117
国土交通省	3	79

表3 今般の問題に応じ取組・取組予定の団体数・事業者数

	団体数	事業者数
総務省	1	1
財務省	9	64,055
厚生労働省	10	160,827
農林水産省	23	9,018
経済産業省	10	2,446
国土交通省	4	3,815

### <取組の例>

●本社や施設長等による表示チェックやモニタリングの実施 ●従業員を対象とした研修や講習会の実施 ●HPや広報誌等による周知、注意喚起 ●業界団体から事業者への周知 ●マニュアル類、ガイドライン等の作成 ●自主行動計画の作成 ●定期的なメニューと食材のチェック ●信頼のおける業者の紹介や地方優良食材の情報提供 等

### 3. 食品表示の偽装・誤表示が見られた団体・事業者数

対処方針において、「所管する業界に係る食品表示の偽装・誤表示の状況の把握を行い、問題がある場合はその表示の是正及び適正化をただちに求める。」とされているところ、食品表示の偽装・誤表示の状況は表4のとおり。

表4 食品表示の偽装・誤表示が見られた団体数・事業者数

	団体数	事業者数
総務省	1	1
財務省	4	21
厚生労働省	2	8
農林水産省	10	85
経済産業省	4	61
国土交通省	4	124
消費者庁	—	64
計	25 (23)	364 (307)

※「消費者庁」の数字は、消費者庁に直接提出があった旅館・ホテル事業者。

同一の団体が2つの省庁に報告しているケースもあり、上表の数値の合計は必ずしも実際の団体数・事業者数とは一致しない。

消費者庁で確認できる限り、農林水産省及び経済産業省の両方に含まれるものが2団体・計57事業者ある。

これを除いた団体数の合計は23、事業者数の合計は307となる。

また、同一省庁の関係団体間でも、①会員として複数の団体に属している場合のほか、②外食等チェーンがテナントとして百貨店等の商業施設に入っている場合があり、更なる重複があることに留意する必要がある

※※食品表示の偽装・誤表示の主な具体例と対応状況については別紙参照。

#### 4. その他

総務省及び国土交通省より、いわゆるクール宅配便を取扱う4事業者及び全日本トラック協会からの調査及び取組の状況の報告がなされた。

一部の事業者より取扱方法の不備等があったことが報告された。また、各事業者において取組が行われていることが報告された。

さらに、各省庁から、業界への調査・指導の実施、団体等の自主点検の内容の検証、団体向けの表示に関する勉強会の開催等に取り組んでいることが報告された。

その他、関係団体からは、景表法のガイドラインの作成に係る関係者との意見交換や、わかりやすく実効性のあるガイドラインの作成、ガイドラインについての消費者庁による周知活動の実施、研修会・講習会の受講機会の増加等の意見・要望があった。

#### 5. 報告された情報の公開

今回、各省庁より消費者庁に報告された内容は、消費者庁ウェブサイト等において公開することとする。

#### 6. 今後の調査について

今般の食品偽装等の問題の大きさに鑑み、問題の構造・背景などにつき調査を行い、再発防止につなげていくことが重要である。まずは消費者庁において関係業界へのヒアリングに着手しているところ、今後本格的に調査を行う。(ヒアリングの概要は別紙2)

(別紙1) 食品表示の偽装・誤表示の主な具体例と対応状況

偽装・誤表示の例	対応状況
牛脂等注入加工肉を使用したものを「ステーキ」等と表示	販売停止、メニュー表示の是正、食材変更等
牛サーロイン脂肪注入加工肉を牛ステーキとのみ表示	適正なメニュー表示の徹底、景品表示法・JAS法等関連法規の理解を深めるとともに、適正なメニュー表示の社内チェック体制を構築
牛脂注入肉を「サーロインステーキ」と表示。	販売を中止。
惣菜子会社の路面店にて牛脂注入肉を使用し「サーロインステーキ弁当」等として販売する3品目があった	飲食関連のテナントやギフト商品の納入先などに対しても、一層の注意喚起。
「加工肉」であることを表示していなかった。	メニュー表示を訂正 景品表示法講習会の開催
イリアンエビを車エビと表示	メニュー表示の修正、消費者へのお詫びと返金対応、本社にコンプライアンス部門を設置し、定期的に各店のメニュー表示をチェック
「芝海老の〇〇」と表示していたがバナメイエビを使用。	「海老の〇〇」と修正。
芝エビやクルマエビと表示しながらバナメイエビを使用していたこと等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー等の表示内容を確認し、表示内容と実際の料理が異なるものは、表示を訂正するか、当該メニューを停止する。</li> <li>・食材の変更時や新規メニュー等の開</li> </ul>

	<p>発時にも適正なメニュー表示を確保する体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の強化・定期検査等の実施。</li> <li>・取引先との情報交換を密にし、コンプライアンス意識を共有する。</li> </ul>
「芝海老」と表示していたが、「パナメイエビ」を使用していた。	<p>メニュー表示を訂正 食材の変更</p>
ネットで販売したおせちのブラックタイガーを車海老と表示	<p>食品表記問題再発防止の構築と徹底、品質管理体制の再構築</p>
輸入食材を国産と誤認させるような表示	<p>メニュー表示の改善、食材チェック体制の強化、総支配人・支配人・料理長が月1回メニュー及び食材のチェックを実施、本社部門が定期的にチェック</p>
納入業者から米国産のオレンジを仕入れ、「米国産」と表示していたが豪州産に切り替えられていたことを把握せず「米国産」と表示。	<p>「豪州産」と修正。</p>
豪州産牛肉を「国産」と表示	<p>お詫びと再発防止策をHPで公表。</p>
但馬味どりを地鶏と表示	<p>メニュー表示の修正、消費者へのお詫びと返金、幹部会議・従業員教育の徹底</p>
青ネギを「九条ネギ」と表示	<p>「ネギ」と修正。</p>
「北海道産のホヤ」と表示していたが、「ロシア産のホヤ」を使用していた。	<p>メニュー表示を訂正 マニュアル等の作成検討</p>
「サーモントラウト」を「鮭」と表示。	<p>「ニジマス」と修正。</p>
「サーモン」と表示していたが、「トラウトサーモン」を使用していた。	<p>メニュー表示を訂正 従業員全体での研修、経営幹部とコック長と厨房従業員との研修</p>

<p>「生クリーム使用」（注：乳脂由来）と表示していたが、実際はホイップクリーム（注：植物脂由来）を使用。</p>	<p>「ホイップクリーム使用」と修正。</p>
<p>「生クリーム」表示が実際は「ホイップクリーム」と、「芝エビ」表示が実際は「バナマイエビ」であった等</p>	<p>表示の是正・確認</p>

## (別紙2) 食品表示に関する関係業界の状況について

消費者庁が現時点までに関係業界団体から聴取した概要は以下のとおり。

- ・ 総じて、業界の認識不足、テナントへの周知不徹底が背景としてあるが、他方で、個々の事業者の規模、社内体制、経営判断に関連する部分もあり、一概に論じられないとの意見であった。
- ・ 今後とも、ベストプラクティスの参考例となる個別事業者も含めたヒアリングを引き続き実施していく予定。

### 【事業者のコンプライアンス】

- ・ テナントとして入居している飲食店の中には、入居の経緯等から独立性が高いものもあり、その場合には経営側によるメニューのチェック体制が十分でなかった可能性がある。
- ・ 評価されている有名飲食店が偽装表示をするはずがないという甘さもあった。
- ・ いい食材でなくても美味しくするのが技術だという感覚が飲食店にはあり、味は各店のノウハウであり専門性が高く、経営側が踏み込みづらい分野である。
- ・ 以前は飲食店を直営でやっていた事業者も多く、職員が飲食を理解していたが、現在はテナント任せになっている場合が多い。また人員削減でチェックできる職員も減っている。
- ・ 経費節減努力の一環として原価率を下げるため、仕入れの現場が原価の安い代用品を使う場合が考えられるが、他方、赤字であっても表示の問題のない事業者もあり、必ずしも構造的な問題とは言えないのではないか。
- ・ 調理師が地元の仕入れ業者と結託しているケースもあると聞くが、調理師の世界は横のつながりが強く、口出しするとスタッフ全員引き上げてしまうこともあり得るため、飲食の現場を知らない経営側が物を言えないケースもある。
- ・ 新しいメニューが出来た段階でチェックしても、当初は正しく表示されていたものが途中で中身が変わることもあり、継続性も重要である。
- ・ 仕入れ業者も大手から零細まで様々、ルートも様々であり、品薄のため当初契約していた食材が納入できずやむを得ず代用品を納入することも往々にしてあるが、こうした場合に表示を整合させることが必要。
- ・ 調理師には、表示と異なっても客にはわからないだろうという意識もあると思われる。
- ・ 改善策として、衣料等で見られる既存の品質管理部の対象に飲食も加えると



いった取組を勧奨する、業界内でしっかりした取組がなされているベストプラクティスを紹介していくといった取組を検討中。

- ・調理師が役員として経営に参画することで、現場に対する経営陣の理解が進むという良い事例もある。

#### 【景品表示法の趣旨の徹底】

- ・飲食業界内の慣行と消費者の意識のずれを認識していなかった。
- ・景品表示法に関する消費者庁のQ & Aなどについて業界として不勉強、知識不足であり、消費者庁からも周知の働きかけはなかった。
- ・景品表示法が「消費者に誤解を与えたかどうか」を基準としているため、グレーゾーンの部分があり判断に迷うものが多い。
- ・表示にコストをかけすぎると価格に転嫁され、かえって消費者の利益を損なうことにもなりかねない。
- ・業界での説明会、セミナー等を通じて趣旨の徹底を図る必要がある。
- ・経営者団体だけでなく、調理師の団体を通じた周知も効果があると考えられる。
- ・全てをメニューに表示する必要はないと思うが、聞かれた際に答えられるようにしておくなど、サービスする職員一人一人の知識の向上も必要。
- ・米トレーサビリティ法施行の際には、事前に農水省より意見聴取の機会があり、また施行に当たって業界団体がQ & Aを作成した際にも、農水省がチェックしてくれた。こういう丁寧なプロセスが必要。
- ・個別分野ではグレーな表示も多く、行政でガイドラインを作ってもらえるとありがたい。

#### 【行政の監視指導体制】

- ・法的に問題となるおそれがある事例が発見された際に、行政の早めの指導、注意喚起を期待する。

(参考)

## 各省庁から消費者庁への報告

総務省	.....	参	1
財務省	.....	参	3
厚生労働省	...	参	5
農林水産省	...	参	7
経済産業省	...	参	11
国土交通省	...	参	14

【報告省庁名：総務省】

1. 所管業界団体等への消費者庁作成資料の周知

項目	回答欄
①団体等の数	1
②事業者数	1
③周知先団体等の名称及び業界名	日本郵政株式会社(ホテル・旅館業界)

(記載注意)

1. 各省庁の実施した取組内容を記載してください。
2. ②は、周知先団体に属する事業者数を記載し、正確な数がなければその概数を記載してください。
3. ③は、周知先の団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. 団体等を経ずに直接事業者に周知した場合は、①及び②に計上し、③には団体名に代えて事業者名を記入してください。

2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

項目	回答欄
取組有り・取組予定と回答の団体	
1)従来より取組有りと回答の団体等	
①団体等の数	1
②事業者数	1
③団体等の名称及び業界名	日本郵政株式会社(ホテル・旅館業界)
④代表的な取組の具体例	本社・施設長における表示チェック、モニタリング等
2)今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等	
①団体等の数	1
②事業者数	1
③団体等の名称及び業界名	日本郵政株式会社(ホテル・旅館業界)
ア)2)のうち、既に着手済みとの回答の団体	
①団体等の数	1
②事業者数	1
③団体等の名称及び業界名	日本郵政株式会社(ホテル・旅館業界)
④代表的な取組の具体例	全宿において全社員を対象とした研修の実施
イ)2)のうち、着手を予定・検討中との回答の団体	
①団体等の数	1
②事業者数	1
③団体等の名称及び業界名	日本郵政株式会社(ホテル・旅館業界)
④代表的な取組の具体例	該当マニュアルの見直し、自主点検の強化の追加等

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)

3. 食品表示の偽装・誤表示の状況

項目	回答欄
見られたと回答の団体等	
①団体等の数	1
②事業者数	1
③団体等の名称及び業界名	日本郵政株式会社(ホテル・旅館業界)
④偽装・誤表示の主な具体例	牛脂等注入加工肉を使用したものを「ステーキ」等と表示
⑤④の各具体例への対応状況	販売停止、メニュー表示の是正、食材変更等

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名(括弧書き)で記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. ④は、○○団体(△△業界)で、「◇◇」を「□□」と表示していた、等と分かりやすく記載してください。また、事例ごとに番号を付してください。
5. ⑤は、事例ごとに番号を明記の上、対処療法的対応(表示の書き直し等)と再発防止対応の違い等が分かる範囲内で具体的に記載してください(例:事例①は、表示を全て訂正した)。
6. ⑤で、対応していない具体例がある場合は、その理由を記載してください(例:事例③には、○○により、対応していない)。

#### 4. その他記載事項

・日本郵便株式会社からの報告は次のとおり。  
弊社の保冷ゆうパックの取扱について、一部不備な点が発見され、全取扱郵便局(4,835局)について、支社等の社員が立ち入り、引受けから配達までの一連の取扱いに関する一斉点検を実施したところ、一部の取扱郵便局において、その取扱方法、保冷機材等について不備があったことが判明し、11月27日に報道発表し、お詫びさせていただいたところです(報道発表時の配布資料は別添のとおりです。)  
取扱方法の不備が発覚した郵便局については即時に改善指導を行い、また、不足のあった保冷機材については補充するなどして、適切な取扱いができる体制を整えたところです。  
今後は、保冷取扱方法に係る研修、自主点検(月1回)と繁忙期前の立ち入り点検等を実施し、お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、全社をあげて品質向上に取り組んでまいります。  
なお、本年4月から9月までの間で、引き受けた保冷ゆうパックは1,343万個であり、温度管理不備により損害賠償した保冷ゆうパックは1,755個でした。

・Q&Aは、今回の一連の事案を踏まえた個別具体的な事例の表示の可否及びその理由を明記いただきたい。

##### (記載注意)

1. この欄には、各省庁等が既に自主的若しくは先行的に取り組んでいる事例があればそれらを記載してください。
2. 記載の際は、取組ごとに、実施主体を主語または括弧書きの形で明らかにして記載してください。  
(団体の場合(〇〇団体では、〇月〇日に傘下事業者全員参加の〇〇を目的とした会議を緊急開催した/の予定、等)、各省庁の場合(〇〇省として本件問題に対応する専用のウェブサイトページを開設した、等))
3. 景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望があれば記載してください。団体や事業者として、適正な表示かどうか判断が難しい具体例があれば記載してください。

##### (全体の共通記載注意)

1. 事業者名を含む報告いただいた全ての項目・報告内容は、公表することがあります。
2. いわゆるクール宅配便に係る団体等について記載する場合は、事案の状況や取組(事業者の取組を含む)について「その他記載事項」欄に記載してください。

【報告省庁名: 国税庁】

1. 所管業界団体等への消費者庁作成資料の周知

項目	回答欄
①団体等の数	14
②事業者数	64,390
③周知先団体等の名称及び業界名	日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、ビール酒造組合、日本洋酒酒造組合、日本ワイナリー協会、全国地ビール醸造者協議会、山梨県ワイン酒造組合、山形県ワイン酒造組合、道産ワイン懇談会、長野県ワイン協会、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、日本洋酒輸入協会、全国酒類業務用卸連合会（酒類業界）

(記載注意)

1. 各省庁の実施した取組内容を記載してください。
2. ②は、周知先団体に属する事業者数を記載し、正確な数がなければその概数を記載してください。
3. ③は、周知先の団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例: 日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. 団体等を経ずに直接事業者に周知した場合は、①及び②に計上し、③には団体名に代えて事業者名を記入してください。

2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

項目	回答欄
取組有り・取組予定と回答の団体	
1) 従来より取組有りと回答の団体等	
①団体等の数	11
②事業者数	64,225
③団体等の名称及び業界名	日本酒造組合中央会、ビール酒造組合、日本洋酒酒造組合、日本ワイナリー協会、山梨県ワイン酒造組合、道産ワイン懇談会、長野県ワイン協会、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、日本洋酒輸入協会、全国酒類業務用卸連合会（酒類業界）
④代表的な取組の具体例	表示違反が起こった場合は、その都度、理事会に報告し、各都道府県酒造組合を通じて法令遵守の徹底と表示の再点検の依頼を組合員に周知している。
2) 今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等	
①団体等の数	9
②事業者数	64,055
③団体等の名称及び業界名	日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、日本ワイナリー協会、全国地ビール醸造者協議会、道産ワイン懇談会、長野県ワイン協会、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、日本洋酒輸入協会（酒類業界）
ア) 2)のうち、既に着手済みとの回答の団体	
①団体等の数	7
②事業者数	64,012
③団体等の名称及び業界名	日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、日本ワイナリー協会、全国地ビール醸造者協議会、全国卸売酒販組合中央会、全国小売酒販組合中央会、日本洋酒輸入協会（酒類業界）
④代表的な取組の具体例	各都道府県酒造組合を通じて法令遵守の徹底を、再度、組合員に周知している。
イ) 2)のうち、着手を予定・検討中との回答の団体	
①団体等の数	4
②事業者数	797
③団体等の名称及び業界名	道産ワイン懇談会、長野県ワイン協会、全国卸売酒販組合中央会、日本洋酒輸入協会（酒類業界）
④代表的な取組の具体例	総会、理事会等での適正表示への注意喚起

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例: 日本百貨店協会(百貨店業界)等)

3. 食品表示の偽装・誤表示の状況

項目	回答欄
見られたと回答の団体等	
①団体等の数	4
②事業者数	21
③団体等の名称及び業界名	日本酒造組合中央会、日本蒸留酒酒造組合、山梨県ワイン酒造組合、長野県ワイン協会 (酒類業界)
④偽装・誤表示の主な具体例	・純米酒等に醸造アルコールを添加していた ・特定名称酒に規格外米を使用していた ・精米歩合の誤り ・製品のアルコール分に表示と差異があった など
⑤④の各具体例への対応状況	・新聞社告、自社ホームページによる公表 ・商品の自主回収 ・ラベルの貼替え など

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名(括弧書き)で記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. ④は、〇〇団体(△△業界)で、「◇◇」を「□□」と表示していた、等と分かりやすく記載してください。また、事例ごとに番号を付してください。
5. ⑤は、事例ごとに番号を明記の上、対処療法的対応(表示の書き直し等)と再発防止対応の違い等が分かる範囲内で具体的に記載してください(例:事例①は、表示を全て訂正した)。
6. ⑤で、対応していない具体例がある場合は、その理由を記載してください(例:事例③には、〇〇により、対応していない)。

4. その他記載事項

【国税庁】

各国税局の関係部局においては、独立行政法人酒類総合研究所と連携して、日頃から種々の情報収集に努めており、仮に、酒類総合研究所が行った市販酒の成分分析の結果、酒類の品質、安全性の確保の観点から疑義がある場合には、各国税局において酒類に関する調査・指導を実施している。

なお、今回の食品表示等問題の状況調査に係る自主点検の内容の検証も行った上で、引き続き、適正に対応していくこととしている。

(記載注意)

1. この欄には、各省庁等が既に自主的若しくは先行的に取り組んでいる事例があればそれらを記載してください。
2. 記載の際は、取組ごとに、実施主体を主語または括弧書きの形で明らかにして記載してください。  
(団体の場合(〇〇団体では、〇月〇日に傘下事業者全員参加の〇〇を目的とした会議を緊急開催した/の予定、等)、各省庁の場合(〇〇省として本件問題に対応する専用のウェブサイトページを開設した、等))
3. 景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望があれば記載してください。団体や事業者として、適正な表示かどうか判断が難しい具体例があれば記載してください。

(全体の共通記載注意)

1. 事業者名を含む報告いただいた全ての項目・報告内容は、公表することがあります。
2. いわゆるクール宅配便に係る団体等について記載する場合は、事業の状況や取組(事業者の取組を含む)について「その他記載事項」欄に記載してください。

【報告省庁名：厚生労働省】

1. 所管業界団体等への消費者庁作成資料の周知

項目	回答欄
①団体等の数	10
②事業者数	160,827
③周知先団体等の名称及び業界名	・全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(旅館業) ・全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国種類生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会(飲食関係業)、全国食肉生活衛生同業組合連合会、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会(食肉販売業)

(記載注意)

1. 各省庁の実施した取組内容を記載してください。
2. ②は、周知先団体に属する事業者数を記載し、正確な数がなければその概数を記載してください。
3. ③は、周知先の団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例：日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. 団体等を経ずに直接事業者に周知した場合は、①及び②に計上し、③には団体名に代えて事業者名を記入してください。

2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

項目	回答欄
取組有り・取組予定と回答の団体	
1)従来より取組有りと回答の団体等	
①団体等の数	5
②事業者数	108,305
③団体等の名称及び業界名	全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会(飲食関係業)、全国食肉生活衛生同業組合連合会、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会(食肉販売業)
④代表的な取組の具体例	原産地表示等のガイドラインの周知、講習会の実施、ハンドブックの配布等
2)今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等	
①団体等の数	10
②事業者数	160,827
③団体等の名称及び業界名	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(旅館業)、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国種類生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会(飲食関係業)、全国食肉生活衛生同業組合連合会、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会(食肉販売業)
ア)2)のうち、既に着手済みとの回答の団体	
①団体等の数	9
②事業者数	139,827
③団体等の名称及び業界名	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(旅館業)、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国種類生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会(飲食関係業)、全国食肉生活衛生同業組合連合会、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会(食肉販売業)
④代表的な取組の具体例	説明会・研修会の開催、理事会等で周知徹底・注意喚起、広報誌による周知徹底・注意喚起、食品表示責任者の明確化の要請等
イ)2)のうち、着手を予定・検討中との回答の団体	
①団体等の数	10
②事業者数	160,827
③団体等の名称及び業界名	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(旅館業)、全国飲食業生活衛生同業組合連合会、全国料理業生活衛生同業組合連合会、全国種類生活衛生同業組合連合会、全国すし商生活衛生同業組合連合会、全国喫茶飲食業生活衛生同業組合連合会、全国中華料理生活衛生同業組合連合会、全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会(飲食関係業)、全国食肉生活衛生同業組合連合会、全国食鳥肉生活衛生同業組合連合会(食肉販売業)
④代表的な取組の具体例	説明会・研修会の開催、冊子・広報誌による注意喚起等

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例：日本百貨店協会(百貨店業界)等)

3. 食品表示の偽装・誤表示の状況

項目	回答欄
見られたと回答の団体等	
①団体等の数	2
②事業者数	8
③団体等の名称及び業界名	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会(旅館業)、 全国料理業生活衛生同業組合連合会(飲食関係業)
④偽装・誤表示の主な具体例	①輸入食材を国産と誤認させるような表示 ②牛サーロイン脂肪注入加工肉を牛ステーキとのみ表示 ③イリアンエビを車エビと表示 ④但馬味どりを地鶏と表示
⑤④の各具体例への対応状況	①メニュー表示の改善、食材チェック体制の強化、総支配人・支配人・料理長が月1回メニュー及び食材のチェックを実施、本社部門が定期的にチェック ②適正なメニュー表示の徹底、景品表示法・JAS法等関連法規の理解を深めるとともに、適正なメニュー表示の社内チェック体制を構築 ③メニュー表示の修正、消費者へのお詫びと返金対応、本社にコンプライアンス部門を設置し、定期的に各店のメニュー表示をチェック ④メニュー表示の修正、消費者へのお詫びと返金、幹部会議・従業員教育の徹底

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名(括弧書き)で記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. ④は、〇〇団体(△△業界)で、「◇◇」を「□□」と表示していた、等と分かりやすく記載してください。また、事例ごとに番号を付してください。
5. ⑤は、事例ごとに番号を明記の上、対処療法的対応(表示の書き直し等)と再発防止対応の違い等が分かる範囲内で具体的に記載してください(例:事例①は、表示を全て訂正した)。
6. ⑤で、対応していない具体例がある場合は、その理由を記載してください(例:事例③には、〇〇により、対応していない)。

4. その他記載事項

厚生労働省では消費者庁と協力して、11月18日に関係団体を対象とした食品表示の適正化に関する研修会を開催した。

(記載注意)

1. この欄には、各省庁等が既に自主的若しくは先行的に取り組んでいる事例があればそれらを記載してください。
2. 記載の際は、取組ごとに、実施主体を主語または括弧書きの形で明らかに記載してください。  
(団体の場合(〇〇団体では、〇月〇日に傘下事業者全員参加の〇〇を目的とした会議を緊急開催したノの予定、等)、各省庁の場合(〇〇省として本件問題に対応する専用のウェブサイトページを開設した、等))
3. 景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望があれば記載してください。団体や事業者として、適正な表示かどうか判断が難しい具体例があれば記載してください。

(全体の共通記載注意)

1. 事業者名を含む報告いただいた全ての項目・報告内容は、公表することがあります。
2. いわゆるクール宅配便に係る団体等について記載する場合は、事案の状況や取組(事業者の取組を含む)について「その他記載事項」欄に記載してください。



【報告省庁名：農林水産省】

1. 所管業界団体等への消費者庁作成資料の周知

項目	回答欄
①団体等の数	23
②事業者数(延べ数(団体間で会員の重複があるため))	9,018
③周知先団体等の名称及び業界名	<p>【外食関係】            (一社)日本フードサービス協会(外食産業)            (公社)日本給食サービス協会(集団給食)            (一社)日本惣菜協会(中食産業)            (公社)日本べんとう振興協会(コンビニベンダー)            (一社)日本弁当サービス協会(弁当給食)            (社)日本種類業団体連合会(外食産業)            (一社)日本回転寿司協会(外食産業)            ピザ協議会(食品製造)            事業協同組合全国焼肉協会(外食産業)            協同組合フレッシュフーズサプライ(コンビニベンダー)            日本デリカフース事業協同組合(コンビニベンダー)            日本フレッシュフーズ協同組合(コンビニベンダー)            エムエスデリカチーム協同組合(コンビニベンダー)            デリカサプライシステム協同組合(コンビニベンダー)            全国総菜宅配協会(食材配達)</p> <p>【小売関係】            日本百貨店協会(百貨店)            日本スーパーマーケット協会(食料品小売)            (一社)新日本スーパーマーケット協会(食料品小売)            オール日本スーパーマーケット協会(食料品小売)            日本チェーンストア協会(総合小売)            (一社)日本フランチャイズチェーン協会(フランチャイズチェーン)            (一社)日本ボランティアチェーン協会(ボランティアチェーン)            協同組合セルコチェーン(食料品小売)</p>

(記載注意)

1. 各省庁の実施した取組内容を記載してください。
2. ②は、周知先団体に属する事業者数を記載し、正確な数がなければその概数を記載してください。
3. ③は、周知先の団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例：日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. 団体等を経ずに直接事業者に周知した場合は、①及び②に計上し、③には団体名に代えて事業者名を記入してください。

2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

項目	回答欄
取組有り・取組予定と回答の団体	
1)従来より取組有りと回答の団体等	
①団体等の数	18
②事業者数(延べ数(団体間で会員の重複があるため))	7,550
③団体等の名称及び業界名	<p>【外食関係】            (一社)日本フードサービス協会(外食産業)            (公社)日本給食サービス協会(集団給食)            (一社)日本惣菜協会(中食産業)            (公社)日本べんとう振興協会(コンビニベンダー)            (一社)日本弁当サービス協会(弁当給食)            (一社)日本回転寿司協会(外食産業)            協同組合フレッシュフーズサプライ(コンビニベンダー)            日本デリカフース事業協同組合(コンビニベンダー)            日本フレッシュフーズ協同組合(コンビニベンダー)            デリカサプライシステム協同組合(コンビニベンダー)            全国総菜宅配協会(食材配達)</p> <p>【小売関係】            百貨店業界(百貨店)            日本スーパーマーケット協会(食料品小売)            (一社)新日本スーパーマーケット協会(食料品小売)            オール日本スーパーマーケット協会(食料品小売)            日本チェーンストア協会(総合小売)            (一社)日本フランチャイズチェーン協会(フランチャイズチェーン)            (一社)日本ボランティアチェーン協会(ボランティアチェーン)</p>
④代表的な取組の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品表示に関する勉強会等を開催。</li> <li>・HP・会報誌等へ食品表示に関する情報を掲載し、会員に周知。</li> <li>・食品表示に関するセミナー等への参加。</li> <li>・信頼性向上のための自主行動計画(表示に関する項目含む)を策定し、説明会等で会員に周知。</li> <li>・食品表示に関するマニュアル等の作成・配布</li> <li>・表示ガイドラインの策定・啓蒙</li> </ul>

2) 今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等	
① 団体等の数	23
② 事業者数(延べ数(団体間で会員の重複があるため))	9,018
③ 団体等の名称及び業界名	<p>【外食関係】</p> <p>(一社)日本フードサービス協会(外食産業)</p> <p>(公社)日本給食サービス協会(集団給食)</p> <p>(一社)日本惣菜協会(中食産業)</p> <p>(公社)日本べんとう振興協会(コンビニベンダー)</p> <p>(一社)日本弁当サービス協会(弁当給食)</p> <p>(社)日本種類業団体連合会(外食産業)</p> <p>(一社)日本回転寿司協会(外食産業)</p> <p>ピザ協議会(食品製造)</p> <p>事業協同組合全国焼肉協会(外食産業)</p> <p>協同組合フレッシュフーズサプライ(コンビニベンダー)</p> <p>日本デリカフーズ事業協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>日本フレッシュフーズ協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>エムエスデリカチーム協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>デリカサプライシステム協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>全国総菜宅配協会(食材配達)</p> <p>【小売関係】</p> <p>日本百貨店協会(百貨店)</p> <p>日本スーパーマーケット協会(食料品小売)</p> <p>(一社)新日本スーパーマーケット協会(食料品小売)</p> <p>オール日本スーパーマーケット協会(食料品小売)</p> <p>日本チェーンストア協会(総合小売)</p> <p>(一社)日本フランチャイズチェーン協会(フランチャイズチェーン)</p> <p>(一社)日本ボランタリーチェーン協会(ボランタリーチェーン)</p> <p>協同組合セルコチェーン(食料品小売)</p>
ア) 2)のうち、既に着手済みとの回答の団体*	
① 団体等の数	17
② 事業者数(延べ数(団体間で会員の重複があるため))	1,299
③ 団体等の名称及び業界名	<p>【外食関係】</p> <p>(一社)日本フードサービス協会(外食産業)</p> <p>(一社)日本惣菜協会(中食産業)</p> <p>(公社)日本べんとう振興協会(コンビニベンダー)</p> <p>(一社)日本弁当サービス協会(弁当給食)</p> <p>(社)日本種類業団体連合会(外食産業)</p> <p>(一社)日本回転寿司協会(外食産業)</p> <p>日本デリカフーズ事業協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>日本フレッシュフーズ協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>エムエスデリカチーム協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>デリカサプライシステム協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>【小売関係】</p> <p>日本百貨店協会(百貨店)</p> <p>日本スーパーマーケット協会(食料品小売)</p> <p>(一社)新日本スーパーマーケット協会(食料品小売)</p> <p>オール日本スーパーマーケット協会(食料品小売)</p> <p>日本チェーンストア協会(総合小売)</p> <p>(一社)日本フランチャイズチェーン協会(フランチャイズチェーン)</p> <p>(一社)日本ボランタリーチェーン協会(ボランタリーチェーン)</p>
④ 代表的な取組の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内点検の実施。</li> <li>・HP、メール等を活用した行政情報の会員への周知。</li> <li>・会員を招集し注意喚起。</li> </ul>

イ)2)のうち、着手を予定・検討中との回答の団体 (アと重複回答あり)	
①団体等の数	23
②事業者数(延べ数(団体間で会員の重複があるため))	9,018
③団体等の名称及び業界名	<p>【外食関係】</p> <p>(一社)日本フードサービス協会(外食産業)  (公社)日本給食サービス協会(集団給食)  (一社)日本惣菜協会(中食産業)  (公社)日本べんとう振興協会(コンビニベンダー)  (一社)日本弁当サービス協会(弁当給食)  (社)日本種類業団体連合会(外食産業)  (一社)日本回転寿司協会(外食産業)  ピザ協議会(食品製造)  事業協同組合全国焼肉協会(外食産業)  協同組合フレッシュフーズサプライ(コンビニベンダー)  日本デリカフーズ事業協同組合(コンビニベンダー)  日本フレッシュフーズ協同組合(コンビニベンダー)  エムエスデリカチーム協同組合(コンビニベンダー)  デリカサプライシステム協同組合(コンビニベンダー)  全国給菜宅配協会(食材配達)</p> <p>【小売関係】</p> <p>日本百貨店協会(百貨店)  日本スーパーマーケット協会(食料品小売)  (一社)新日本スーパーマーケット協会(食料品小売)  オール日本スーパーマーケット協会(食料品小売)  日本チェーンストア協会(総合小売)  (一社)日本フランチャイズチェーン協会(フランチャイズチェーン)  (一社)日本ボランタリーチェーン協会(ボランタリーチェーン)  協同組合セルコチェーン(食料品小売)</p>
④代表的な取組の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表示に関するセミナー等の開催。</li> <li>・表示に関するマニュアル等の改訂と再配布。</li> <li>・違反事例のさらなる周知徹底。</li> </ul>

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)

3. 食品表示の偽装・誤表示の状況

項目	回答欄
見られたと回答の団体等	
①団体等の数	10
②事業者数(延べ数(団体間で会員の重複があるため))	85
③団体等の名称及び業界名	<p>【外食関係】</p> <p>(一社)日本フードサービス協会(外食産業)  (公社)日本給食サービス協会(集団給食)  (公社)日本べんとう振興協会(コンビニベンダー)  (一社)日本弁当サービス協会(弁当給食)  (一社)日本回転寿司協会(外食産業)  日本デリカフーズ事業協同組合(コンビニベンダー)</p> <p>【小売関係】</p> <p>日本百貨店協会(百貨店)  日本スーパーマーケット協会(食料品小売)  オール日本スーパーマーケット協会(食料品小売)  (一社)日本フランチャイズチェーン協会(フランチャイズチェーン)</p>
④偽装・誤表示の主な具体例	<ol style="list-style-type: none"> <li>①納入業者から米国産のオレンジを仕入れ、「米国産」と表示していたが豪州産に切り替えられていたことを把握せず「米国産」と表示。</li> <li>②豪州産牛肉を「国産」と表示</li> <li>③青ネギを「九条ネギ」と表示</li> <li>④「海老の〇〇」と表示していたがバナメイエビを使用。</li> <li>⑤「サーモントラウト」を「鮭」と表示。</li> <li>⑥「生クリーム使用」(注:乳脂由来)と表示していたが、実際はホイップクリーム(注:植物脂由来)を使用。</li> <li>⑦牛脂注入肉を「サーロインステーキ」と表示。</li> </ol>
⑤④の各具体例への対応状況	<ol style="list-style-type: none"> <li>①「豪州産」と修正。</li> <li>②お詫びと再発防止策をHPで公表。</li> <li>③「ネギ」と修正。</li> <li>④「海老の〇〇」と修正。</li> <li>⑤「ニジマス」と修正。</li> <li>⑥「ホイップクリーム使用」と修正。</li> <li>⑦販売を中止。</li> </ol>

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名(括弧書き)で記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. ④は、〇〇団体(△△業界)で、「◇◇」を「□□」と表示していた、等と分かりやすく記載してください。また、事例ごとに番号を付けてください。
5. ⑤は、事例ごとに番号を明記の上、対処療法的対応(表示の書き直し等)と再発防止対応の違い等が分かる範囲内で具体的に記載してください(例:事例①は、表示を全て訂正した)。
6. ⑤で、対応していない具体例がある場合は、その理由を記載してください(例:事例③には、〇〇により、対応していない)。

4. その他記載事項

・農林水産省では、11月25日に今回要請を行った関係団体23団体事務局を対象に表示に関する勉強会を開催したところ。  
(講師:(公財)食の安全・安心財団 中村啓一、出席団体19団体)

・今後、景表示法のガイドライン等を作成するに当たっては、食品の流通、製造、調理等の実態把握を十分に行った上で、事業者等の関係者との意見交換等も行いながら、実行性を伴うものが策定されるよう検討を進められたい。  
(景品表示法(表示関係)Q&Aについては、関係事業者が存在自体を承知していなかったという声が非常に多く、また、その内容は現場の実情を斟酌していないとの意見もあるところ。)

※「2」今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等」のうち「着手を予定・検討中との回答の団体」については、調査時点では全ての事業者の把握ができなかったが、とりまとめ時点では、全事業者が取組の意思があることを団体に確認できたことから、各団体の個表では計上されていない数字も含んでいる。

(記載注意)

1. この欄には、各省庁等が既に自主的若しくは先行的に取り組んでいる事例があればそれらを記載してください。
2. 記載の際は、取組ごとに、実施主体を主語または括弧書きの形で明らかにして記載してください。  
(団体の場合(〇〇団体では、〇月〇日に傘下事業者全員参加の〇〇を目的とした会議を緊急開催した/の予定、等)、各省庁の場合(〇〇省として本件問題に対応する専用のウェブサイトページを開設した、等))
3. 景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望があれば記載してください。団体や事業者として、適正な表示かどうか判断が難しい具体例があれば記載してください。

(全体の共通記載注意)

1. 事業者名を含む報告いただいた全ての項目・報告内容は、公表することがあります。
2. いわゆるクール宅配便に係る団体等について記載する場合は、事案の状況や取組(事業者の取組を含む)について「その他記載事項」欄に記載してください。

【報告省庁名:経済産業省】

1. 所管業界団体等への消費者庁作成資料の周知

項目	回答欄
①団体等の数	10団体
②事業者数	2,446
③周知先団体等の名称及び業界名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本百貨店協会(百貨店業界)</li> <li>○日本チェーンストア協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア業界)</li> <li>○日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○新日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本ショッピングセンター協会(ショッピングセンター業界)</li> <li>○日本専門店協会(専門店業界)</li> <li>○日本ボランティアチェーン協会(ボランティアチェーン業界)</li> <li>○日本チェーンドラッグストア協会(ドラッグストア業界)</li> <li>○日本通信販売協会(通信販売業界)</li> </ul>

(記載注意)

1. 各省庁の実施した取組内容を記載してください。
2. ②は、周知先団体に属する事業者数を記載し、正確な数がなければその概数を記載してください。
3. ③は、周知先の団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. 団体等を経ずに直接事業者へ周知した場合は、①及び②に計上し、③には団体名に代えて事業者名を記入してください。

2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

項目	回答欄
取組有り・取組予定と回答の団体	
1) 従来より取組有りと回答の団体等	
①団体等の数	6団体
②事業者数	1,117
③団体等の名称及び業界名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本百貨店協会(百貨店業界)</li> <li>○日本チェーンストア協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンス業界)</li> <li>○日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○新日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本通信販売協会(通信販売業界)</li> </ul>
④代表的な取組の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○セミナーによる景品表示法等の勉強</li> <li>○JAS法、景品表示法、食品衛生法等関連法令の周知徹底及び説明会開催、意見交換会の実施</li> <li>○平成25年5月、協会コンビニエンス部会において農水省からの要請に基づき「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き～5つの原則」を説明しコンプライアンスの徹底を周知</li> <li>○食品危機管理ガイドライン(食品の品質表示ガイドライン)作成、ホームページ掲載</li> <li>○平成17年より協会認定の食品表示管理士検定を実施</li> <li>○表示審査特別委員会、広告適正化委員会等での活動</li> </ul>
2) 今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等	
①団体等の数	10団体
②事業者数	2,446
③団体等の名称及び業界名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本百貨店協会(百貨店業界)</li> <li>○日本チェーンストア協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア業界)</li> <li>○日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○新日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本ショッピングセンター協会(ショッピングセンター業界)</li> <li>○日本専門店協会(専門店業界)</li> <li>○日本ボランティアチェーン協会(ボランティアチェーン業界)</li> <li>○日本チェーンドラッグストア協会(ドラッグストア業界)</li> <li>○日本通信販売協会(通信販売業界)</li> </ul>

ア)2)のうち、既に着手済みとの回答の団体	
①団体等の数	10団体
②事業者数	2,446
③団体等の名称及び業界名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本百貨店協会(百貨店業界)</li> <li>○日本チェーンストア協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア業界)</li> <li>○日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○新日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本ショッピングセンター協会(ショッピングセンター業界)</li> <li>○日本専門店協会(専門店業界)</li> <li>○日本ボランティアチェーン協会(ボランティアチェーン業界)</li> <li>○日本チェーンドラッグストア協会(ドラッグストア業界)</li> <li>○日本通信販売協会(通信販売業界)</li> </ul>
④代表的な取組の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景品表示法の考え方と違反事例の周知徹底</li> <li>○取引先・メーカーへの説明会の実施</li> <li>○社内点検の実施</li> <li>○HP、メール等を活用した行政情報の会員への周知</li> <li>○会員への注意喚起</li> </ul>
イ)2)のうち、着手を予定・検討中との回答の団体	
①団体等の数	10団体
②事業者数	2,446
③団体等の名称及び業界名	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本百貨店協会(百貨店業界)</li> <li>○日本チェーンストア協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア業界)</li> <li>○日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○新日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界)</li> <li>○日本ショッピングセンター協会(ショッピングセンター業界)</li> <li>○日本専門店協会(専門店業界)</li> <li>○日本ボランティアチェーン協会(ボランティアチェーン業界)</li> <li>○日本チェーンドラッグストア協会(ドラッグストア業界)</li> <li>○日本通信販売協会(通信販売業界)</li> </ul>
④代表的な取組の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メニュー等の表示内容を確認し、表示内容と実際の料理が異なるものは、表示を訂正するか、当該メニューを停止する。</li> <li>○食材の変更時や新規メニュー等の開発時にも適正なメニュー表示を確保する体制を整備する。</li> <li>○管理体制の強化・定期検査等の実施。</li> <li>○取引先との情報交換を密にし、コンプライアンス意識を共有する。</li> <li>○景品表示法の考え方と違反事例のさらなる周知徹底</li> <li>○食品表示問題に係る講習会の開催</li> <li>○会員社との情報共有(セミナー他情報等のメール・FAX配信、ホームページ掲載等)</li> <li>○協会内の表示審査特別委員会で本件を討議</li> </ul>

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)

3. 食品表示の偽装・誤表示の状況

項目	回答欄
見られたと回答の団体等	
①団体等の数	4団体
②事業者数	61
③団体等の名称及び業界名	○日本百貨店協会(百貨店業界) ○日本チェーンストア協会(スーパーマーケット業界) ○日本スーパーマーケット協会(スーパーマーケット業界) ○日本通信販売協会(通信販売業界)
④偽装・誤表示の主な具体例	①芝エビやクルマエビと表示しながらバナエイエビを使用していたこと等 ②「生クリーム」表示が実際は「ホイップクリーム」と、「芝エビ」表示が実際は「バナメイエビ」であった等 ③惣菜子会社の路面店にて牛脂注入肉を使用し「サーロインステーキ弁当」等として販売する3品目があった ④ネットで販売したおせちのブラックタイガーを車海老と表示
⑤④の各具体例への対応状況	① ・メニュー等の表示内容を確認し、表示内容と実際の料理が異なるものは、表示を訂正するか、当該メニューを停止する。 ・食材の変更時や新規メニュー等の開発時にも適正なメニュー表示を確保する体制を整備する。 ・管理体制の強化・定期検査等の実施。 ・取引先との情報交換を密にし、コンプライアンス意識を共有する。 ②表示の是正・確認 ③飲食関連のテナントやギフト商品の納入先などに対しても、一層の注意喚起。 ④食品表記問題再発防止の構築と徹底、品質管理体制の再構築

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名(括弧書き)で記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. ④は、○○団体(△△業界)で、「◇◇」を「□□」と表示していた、等と分かりやすく記載してください。また、事例ごとに番号を付けてください。
5. ⑤は、事例ごとに番号を明記の上、対処療法的対応(表示の書き直し等)と再発防止対応の違い等が分かる範囲内で具体的に記載してください(例:事例①は、表示を全て訂正した)。
6. ⑤で、対応していない具体例がある場合は、その理由を記載してください(例:事例③には、○○により、対応していない)。

4. その他記載事項

大手インターネット販売モール運営事業者に対して、販売事業者への消費者庁作成資料の周知、不適切事例の報告、表示適正化に向けた取組状況の報告を要請した。その結果、数万社の販売事業者に対する周知が行われた。また、不適切事例の報告は無かった。更に、表示適正化に向け、販売事業者向けの啓蒙コンテンツの作成、注意喚起等の取組が報告された。

(記載注意)

1. この欄には、各省庁等が既に自主的若しくは先行的に取り組んでいる事例があればそれらを記載してください。
2. 記載の際は、取組ごとに、実施主体を主語または括弧書きの形で明らかにして記載してください。  
(団体の場合(○○団体では、○月○日に傘下事業者全員参加の○○を目的とした会議を緊急開催した/の予定、等)、各省庁の場合(○○省として本件問題に対応する専用のウェブサイトページを開設した、等))
3. 景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望があれば記載してください。団体や事業者として、適正な表示かどうか判断が難しい具体例があれば記載してください。

(全体の共通記載注意)

1. 事業者名を含む報告いただいた全ての項目・報告内容は、公表することがあります。
2. いわゆるクール宅配便に係る団体等について記載する場合は、事業の状況や取組(事業者の取組を含む)について「その他記載事項」欄に記載してください。

【報告省庁名:国土交通省】

1. 所管業界団体等への消費者庁作成資料の周知

項目	回答欄
①団体等の数	4
②事業者数	3,815
③周知先団体等の名称及び業界名	(社)日本ホテル協会(ホテル業界) (一社)日本旅館協会(旅館業界) (一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界) (社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)

(記載注意)

1. 各省庁の実施した取組内容を記載してください。
2. ②は、周知先団体に属する事業者数を記載し、正確な数がなければその概数を記載してください。
3. ③は、周知先の団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. 団体等を経ずに直接事業者へ周知した場合は、①及び②に計上し、③には団体名に代えて事業者名を記入してください。

2. 所管業界における表示適正化に向けた取組

項目	回答欄
取組有り・取組予定と回答の団体	
1)従来より取組有りと回答の団体等	
①団体等の数	3
②事業者数	79
③団体等の名称及び業界名	(社)日本ホテル協会(ホテル業界) (一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界) (社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)
④代表的な取組の具体例	・定期的なメニューと食材のチェック・発注内容と納入品の突合 ・毎月メニューの内容を確認 ・信頼のおける業者の紹介、地方優良食材の情報提供
2)今般の問題に応じ取組・取組予定と回答の団体等	
①団体等の数	4
②事業者数	3,815
③団体等の名称及び業界名	(社)日本ホテル協会(ホテル業界) (一社)日本旅館協会(旅館業界) (一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界) (社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)
ア)2)のうち、既に着手済みとの回答の団体	
①団体等の数	4
②事業者数	3,815
③団体等の名称及び業界名	(社)日本ホテル協会(ホテル業界) (一社)日本旅館協会(旅館業界) (一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界) (社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)
④代表的な取組の具体例	・メニュー表示に係る関係法令講習会の実施 ・景品表示法関係講習会の開催 ・消費者庁職員による研修会 ・メニュー等の再チェックの要請文書を会員に発出 ・表示に疑義、あるいは判断できないものについてのアンケート
イ)2)のうち、着手を予定・検討中との回答の団体	
①団体等の数	4
②事業者数	3,815
③団体等の名称及び業界名	(社)日本ホテル協会(ホテル業界) (一社)日本旅館協会(旅館業界) (一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界) (社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)
④代表的な取組の具体例	・メニューの適正表示に関する手引き書の作成 ・景品表示法関係講習会の開催 ・各支部長から支部会員への研修会 ・ガイドラインの作成 ・グレーゾーン・疑義のある項目について消費者庁に解説を頂く



(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名を括弧書きで記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)

### 3. 食品表示の偽装・誤表示の状況

項目	回答欄
見られたと回答の団体等	
①団体等の数	4
②事業者数	124
③団体等の名称及び業界名	(社)日本ホテル協会(ホテル業界) (一社)日本旅館協会(旅館業界) (一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界) (社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)
④偽装・誤表示の主な具体例	①(社)日本ホテル協会の事業者で、「芝海老」と表示していたが、「バナメイエビ」を使用していた。(ホテル業界) ②(一社)日本旅館協会(旅館業界)の事業者で、「加工肉」であることを表示していなかった。 ③(一社)全日本シティホテル連盟(ホテル業界)の事業者で、「サーモン」と表示していたが、「トラウトサーモン」を使用していた。 ④(社)国際観光日本レストラン協会(レストラン業界)の事業者で、「北海道産のホヤ」と表示していたが、「ロシア産のホヤ」を使用していた。
⑤④の各具体例への対応状況	①～④メニュー表示を訂正 ①食材の変更 ②景品表示法講習会の開催 ③従業員全体での研修、経営幹部とコック長と厨房従業員との研修 ④マニュアル等の作成検討

(記載注意)

1. 団体等からの回答を集計の上、記載してください。
2. ②は、団体からの回答で分かる範囲でその数(概数可)を記載してください。
3. ③は、①で計上した団体名と分かりやすい業界名(括弧書き)で記載してください。(例:日本百貨店協会(百貨店業界)等)
4. ④は、〇〇団体(△△業界)で、「◇◇」を「□□」と表示していた、等と分かりやすく記載してください。また、事例ごとに番号を付してください。
5. ⑤は、事例ごとに番号を明記の上、対処療法的対応(表示の書き直し等)と再発防止対応の違い等が分かる範囲内で具体的に記載してください(例:事例①は、表示を全て訂正した)。
6. ⑤で、対応していない具体例がある場合は、その理由を記載してください(例:事例③には、〇〇により、対応していない)。

#### 4. その他記載事項

##### 【(社)日本ホテル協会】

・日本ホテル協会の対応

①11月21日及び12月11日に、当協会会員ホテルを対象に景品表示法とJAS法の知識を深めるための「メニュー表示に係る関係法令講習会を実施(予定も含む。)

②メニュー表示対策特別委員会を設置し、原因の究明と再発防止に有効な手段を検討することとし、関係法令の理解と併せてメニューの大切さ・重要性をわかりやすく、会員ホテルに対して解説する手引書を作成、配布する予定。

・各事業者(ホテル)の主な対応

①ガバナンスを強化するためにリスク管理委員会(再発防止委員会他)を設置

②関係セクション間で食材の産地・ブランド等を連携してチェックを行う。

③食材の発注部門と異なる部署で、品質チェックを行う。

・景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望

ガイドラインやQ&Aを作成する際には、パブリックコメント等で意見などを提出する機会をいただきたい。

##### 【(一社)日本旅館協会】

・日本旅館協会は消費者庁の協力を得て会員向けに景品表示法の講習会を実施し(11月20日東京、11月27日札幌)、今後も講習会の開催を計画しているところ(12月9日松山、1月29日大阪、2月19日東京で開催する予定)。

・今後とも機関誌等を通じて景品表示法に関する情報提供により誤表記をなくし一般消費者からの信頼回復に努めて参ります。

・伊勢海老の表示に関しては、外国ではハサミを持つザリガニ系もイセエビ系もロブスター(オマールエビ)とよばれているが、日本ではザリガニ系のロブスターとイセエビはしっかり区別されていることから、国内産は「伊勢海老(または伊勢エビ)」としても外国産についてどう表示するのが消費者にも事業者にも判りやすいのかを検討いただきガイドラインで統一していただきたい。

##### 【(一社)全日本シティホテル連盟】

・11月7日(木)全国会員宛てに11月6日の消費者庁からの資料を配布。

・11月8日(金)全国支部長宛て情報収集を依頼。

・11月11日(月)連盟本部にて藤野会長を委員長とする「食材誤表示・虚偽表示に係る対策委員会」を設置。第一回会議開催。

・11月15日(金)第1回アンケート調査を全会員宛て依頼。

・11月21日(月)全国支部長、及び業務執行理事に対し、消費者庁 杉浦課長補佐を講師として、研修会を実施。

・11月21日(月)第2回アンケート調査を全会員宛て依頼。

・12月 3日(火)関東支部会員を集め研修会実施

・仮ガイドライン作成中

##### 【(社)国際観光日本レストラン協会】

1. 10月25日(金) 会長から各会員に対して、食材表示のコンプライアンスの再検討、再チェックを要請。

2. 11月11日(月) 会長から各会員に対して、消費者庁の資料を配付。

3. 11月12日(火) 各会員に対して、「メニュー等における表示について」のアンケートを要請。

4. 11月18日(月) 各会員に対して、表示に疑義、あるいは判断できないものについてアンケート調査、誤表示等の有無について全店調査を要請。

5. 11月19日(火) 理事会において、表示に関するマニュアル的なものの作成について検討する旨を発言。

6. 消費者庁の担当官を招聘して講習会の開催を検討中

・ヤマト運輸の取り組みは、次のとおり。

平成25年10月25日の当社拠点において社内ルールに反した「クール宅急便」の仕分けが行われていたとの報道を受け、全拠点を対象にルールの遵守状況の調査・再点検を実施した結果、ルールが徹底できていない拠点があることが判明。詳細な実態の把握と科学的検証を行い、「クール宅急便」の温度管理ルールの徹底に向けた再発防止策を策定し、再発防止に努めているところ。

なお、ヤマト運輸は、11月28日に調査結果及び再発防止策について公表した。(公表資料は別添のとおり)

・佐川急便の取り組みは、次のとおり。

当社では、「飛脚クール便」で温度管理に関する苦情、事故が起きているとの報道を受け、2013年度上期に起きた事故を対象とした再点検を実施し、原因を究明し、対応策の検討を実施した。今回掲げた対応策を中心に、再発防止に取り組み、信頼回復に努めていく。

なお、佐川急便では、11月29日原因と対応策について公表した。(公表資料は別添のとおり)

・福山通運の取り組みは、次のとおり。

当社では、同業他社のクール便の報道を受け、平成25年10月26日に「クール宅配便」の点検(冷蔵機器の温度、資材の在庫)を実施した。その結果として、商品の取り扱いに支障をきたすような問題はなかった。

・公益社団法人 全日本トラック協会の取り組みは、次のとおり。

平成25年11月1日付けで、47都道府県トラック協会に対し、食品の運搬に係る適正な温度管理について文書により通知した。

また、当協会ホームページにおいて、本内容を掲載して周知に努めた。

(通知文については、別添資料のとおり)

・日本郵便株式会社からの報告は次のとおり。

弊社の保冷ゆうパックの取扱いについて、一部不備な点が発見され、全取扱郵便局(4,835局)について、支社等の社員が立ち入り、引受けから配達までの一連の取扱いに関する一斉点検を実施したところ、一部の取扱郵便局において、その取扱方法、保冷機材等について不備があったことが判明し、11月27日に報道発表し、お詫びさせていただいたところ(報道発表時の配布資料は別添のとおりです。)

取扱方法の不備が発覚した郵便局については即時に改善指導を行い、また、不足のあった保冷機材については補充するなどして、適切な取扱いができる体制を整えたところです。

今後は、保冷取扱方法に係る研修、自主点検(月1回)と繁忙期前の立入り点検等を実施し、お客さまにご満足いただけるサービスを提供できるよう、全社をあげて品質向上に取り組んでまいります。

なお、本年4月から9月までの間で、引き受けた保冷ゆうパックは1,343万個であり、温度管理不備により損害賠償した保冷ゆうパックは1,755個でした。

(記載注意)

1. この欄には、各省庁等が既に自主的若しくは先行的に取り組んでいる事例があればそれらを記載してください。
2. 記載の際は、取組ごとに、実施主体を主語または括弧書きの形で明らかにして記載してください。  
(団体の場合(〇〇団体では、〇月〇日に傘下事業者全員参加の〇〇を目的とした会議を緊急開催した/の予定、等)、各省庁の場合(〇〇省として本件問題に対応する専用のウェブサイトページを開設した、等))
3. 景品表示法のガイドラインやQ&Aに対する要望があれば記載してください。団体や事業者として、適正な表示かどうか判断が難しい具体例があれば記載してください。

(全体の共通記載注意)

1. 事業者名を含む報告いただいた全ての項目・報告内容は、公表することがあります。
2. いわゆるクール宅配便に係る団体等について記載する場合は、事案の状況や取組(事業者の取組を含む)について「その他記載事項」欄に記載してください。

外食のメニュー表示等に係る地方農政局等の対応状況について  
(平成25年11月末現在の実績)

平成25年12月9日  
農林水産省

1. 食品表示110番における対応

食品表示110番(地域センター等に計75カ所設置)で、外食のメニュー表示等についての相談・問い合わせに対応(11月15日に地方農政局等に対して従来からの対応の徹底を指示)。

このうち、疑義情報は、迅速に消費者庁・都道府県に情報提供。

【実績】総数：65件(11/15~11月末)

(相談・問い合わせ49件、疑義情報16件)

2. 食品表示Gメン等による普及・啓発

食品表示Gメン(1,300名)等が、JAS法等に基づく外食事業者、百貨店等への巡回調査を行う際、新たに景品表示法のリーフレットを配布。

【実績】総数：12,882店舗(11/19~11月末)

(百貨店関係8,149店舗、旅館・ホテル関係1,761店舗、  
その他(スーパー等)2,972店舗)

※ 本年度内に約3万店舗に配布予定

3. (独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)による分析

違反が多く、科学的分析が可能な商品について、新たにDNA分析を実施。

【実績】総数：21点(11/15~11月末)

(うち、1点について疑義を発見し、該当県に情報提供)